

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	156 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	154 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	19 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年10月まで

当時はA社において住み込みで働いていたが、昭和36年4月から国民年金制度が始まると知り、どうしようかと思っていたところ、事業主の奥様（妻）が国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料も100円だから一緒に納付しておくと言われた覚えがある。同社では、食事代などの生活費が引かれた残りを給料として受け取っていたので、奥様が保険料を納付してくれていたと思っていた。奥様を信用して仕事をしていたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付は、A社の事業主の妻が行っており、事業主夫婦はいずれも既に他界したとしていることから、加入手続の状況等の詳細は不明ではあるものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月に国民年金の保険料の徴収が開始される前に、事業主夫婦と連番で払い出されていることから、国民年金の制度が開始されるに当たり事業主の妻が加入手続を行ってくれたとする申立人の記憶に矛盾はみられない上、申立人は、当時の保険料月額が100円であったとしており、これは当時の保険料額とも一致している。

また、事業主夫婦は、申立期間の保険料は納付済みであり、その後も60歳到達までの長期にわたる国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の住所地は事業主夫婦と同一の住所地であったことが確認でき、その後、昭和36年5月31日にC

市へ転出と記載されていることから、同市に転出するまでは、住み込みでA社に勤務していたものとみられるところ、申立期間当時の国民年金の保険料納付は、原則は3か月分ずつ保険料を納付する方法であったことから、事業主の妻が、申立期間のうち、保険料の徴収が始まった同年4月から同年6月までの申立人に係る保険料を納付していたとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年7月から同年10月までの保険料については、上記のとおり、申立人はC市へ転出しており、この頃は既にA社を退職していたと考えられることから、事業主の妻が、申立人の退職後の期間となる当該期間の保険料まで納付していたとは推認し難い。

また、事業主の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年7月及び7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年7月まで  
② 平成7年3月

母親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。私は、国民年金保険料の納付を忘れていたが1年以上過ぎてから、過去の分の保険料の納付書が郵送されてきたので私と母親二人で保険料22万円ぐらいをまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする母親も、昭和52年6月から61年3月までの任意加入被保険者期間を含む60歳到達の前月の平成11年\*月までの国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において保険料の未納は無いことから、申立人及びその母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年8月21日にA町において払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って20歳到達時の5年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。この申立人の手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間①のうち同年7月から申立期間②である7年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間①直後の平成5年8月から申立期間②直前の7年2月までの保険料が過年度納付されていることが確認で

きることから、前述のとおり、過年度納付が可能であった申立期間①のうち5年7月及び申立期間②である7年3月の保険料のみ納付しなかったのは不自然であることや、申立人及びその母親は、遡ってまとめて納付した保険料額は22万円ぐらいであったとしているところ、前述の申立人の手帳記号番号払出日時点で過年度納付可能な期間の保険料を納付するのに必要な金額は、22万7,700円となり、申立人及びその母親が納付したと主張する保険料額と近似していることから、納付意識の高い申立人及びその母親が申立期間①のうち5年7月及び申立期間②の保険料も含めてまとめて過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、平成5年4月から同年6月までの期間については、前述の申立人の手帳記号番号払出日を基準とすると、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間①のうち、平成5年4月から同年6月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年7月及び7年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月29日から同年5月1日まで

私のA社における厚生年金保険の記録は平成11年4月29日までとなっているが、間違いなく同年4月30日まで勤務した。給料明細書により、同年4月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社在職中に、次に転職するB社から誘われたため、A社に対して、平成11年3月までで辞めたいと申し出たが、同社から4月一杯は勤務してほしいと言われたので、同社に同年4月30日(金曜日)まで勤務した。ただ、B社の入社日が翌5月1日(土曜日)であったので、休みなく連続して勤務するのは大変だと思い、4月30日は、A社で有給休暇を取って休んだ。」と詳細かつ具体的に述べているところ、申立人から提出された平成11年5月の給料明細書によれば、基本給、業務及び通勤手当の額が前月の二分の一(おおむね15日分)相当である上、同明細書には、「労働日数10.00」及び「出勤日数10.00」と記載されており、A社の複数の同僚が、当時の同社の給与の締め日は毎月15日であり、土曜日、日曜日及び祭日は休みだったと証言していることから、申立人は、同年4月30日まで同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記の給料明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、

22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は無いが保険料は納付したと思うとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は30万5,000円、申立期間②は30万円、申立期間③は48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 17 日  
② 平成 19 年 12 月 17 日  
③ 平成 20 年 7 月 17 日

ねんきん定期便で年金記録を確認したところ、申立期間①、②及び③に係る賞与記録が無いことが分かった。

賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間に係る賞与記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は 30 万 5,000 円、申立期間②は 30 万円、申立期間③は 48 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月から同年 6 月まで  
ねんきん定期便により、私の申立期間の標準報酬月額が間違っていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する47万円と記録されていたところ、平成 9 年 6 月 30 日付けで、同年 4 月 1 日まで遡って28万円に引き下げられ、申立人が A 社の被保険者資格を喪失した日（同年 7 月 21 日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社の代表取締役、役員及び同僚についても、申立人と同様に、平成 9 年 6 月 30 日付けで、7 年 7 月 1 日又は 9 年 4 月 1 日まで遡って標準報酬月額を引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給料支払明細書等により、申立人の申立期間における給与支給額に見合う標準報酬月額は、上記遡及訂正前の47万円であることが確認できる。

また、滞納処分票により、申立期間当時、A 社が厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 9 年 6 月 30 日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものととは考え難く、申立人について、同年 4 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年6月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月27日から同年7月1日まで

私は、昭和28年11月にB社に入社し、35年7月頃に系列会社のA社に異動しているが、その間も継続して勤務している。年金記録を確認したところ、異動した頃の1か月の年金記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（B社の昭和35年5月分及び6月分、A社の7月分）、同社から提出された在籍証明書、同時期に異動した同僚の証言、雇用保険の記録等により、申立人は、B社及び系列会社のA社に継続して勤務し（同年6月27日にB社からA社に転籍を伴う異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年7月分の給料支払明細書の保険料控除額（同社では保険料を翌月控除）から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において同社が適用事業所であった記録が無い。しかし、商業登記簿によると、同社は、同年5月\*日に法人登記されており、同社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社が適用事業所となった同年7月1日の被保険者資格取得者が14人であるとともに、その中には、申立人と一緒に同年6月27日にB社の被保険者資格を喪失している5人（申立人を含む。）が含まれていることから、A社は、当時の厚生年金

保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間はA社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 5034～5098（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年12月15日

A社からの賞与支給一覧表により申立期間について厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間において、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 65 件（別添一覧表参照）

## 別紙【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額
						平成17年12月15日
						標準賞与額
5034			男	昭和39年生		35万 円
5035			女	昭和36年生		20万 円
5036			女	昭和42年生		28万 円
5037			男	昭和34年生		35万 円
5038			男	昭和22年生		75万 円
5039			男	昭和21年生		60万 円
5040			男	昭和37年生		90万 円
5041			男	昭和48年生		35万 円
5042			女	昭和33年生		40万 円
5043			女	昭和33年生		40万 円
5044			女	昭和41年生		23万 円
5045			男	昭和39年生		60万 円
5046			女	昭和28年生		22万 円
5047			男	昭和27年生		60万 円
5048			女	昭和36年生		18万 円
5049			女	昭和40年生		18万 円
5050			女	昭和44年生		18万 円
5051	死亡		男	昭和36年生		40万 円
5052			男	昭和41年生		25万 円
5053			女	昭和40年生		21万 円
5054			男	昭和21年生		80万 円
5055			男	昭和23年生		30万 円
5056			男	昭和36年生		25万 円
5057			女	昭和30年生		25万 円
5058			女	昭和39年生		18万 円
5059			男	昭和28年生		60万 円
5060			男	昭和44年生		60万 円
5061			女	昭和38年生		35万 円
5062			女	昭和35年生		30万 円
5063			男	昭和37年生		30万 円
5064			男	昭和44年生		30万 円
5065			男	昭和24年生		25万 円
5066			女	昭和43年生		18万 円
5067			男	昭和28年生		45万 円

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準報酬月額
						平成17年12月15日
						標準賞与額
5068			女	昭和34年生		18万 円
5069			女	昭和30年生		18万 円
5070			男	昭和50年生		100万 円
5071			女	昭和51年生		25万 円
5072			女	昭和25年生		20万 円
5073			男	昭和30年生		50万 円
5074			男	昭和23年生		100万 円
5075			男	昭和49年生		30万 円
5076			女	昭和34年生		25万 円
5077			女	昭和38年生		20万 円
5078			男	昭和35年生		35万 円
5079			男	昭和31年生		40万 円
5080			女	昭和50年生		23万 円
5081			男	昭和35年生		30万 円
5082			男	昭和33年生		35万 円
5083			女	昭和33年生		30万 円
5084			男	昭和33年生		30万 円
5085			男	昭和40年生		100万 円
5086			女	昭和25年生		18万 円
5087			男	昭和50年生		35万 円
5088			男	昭和49年生		35万 円
5089			女	昭和50年生		17万 円
5090			男	昭和44年生		30万 円
5091			男	昭和45年生		40万 円
5092			女	昭和39年生		20万 円
5093			男	昭和29年生		35万 円
5094			女	昭和41年生		18万 円
5095			女	昭和45年生		5万 円
5096			女	昭和47年生		5万 円
5097			男	昭和47年生		20万 円
5098			男	昭和39年生		5万 円

## 愛知厚生年金 事案 5099～5155（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年7月10日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している賃金台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 57 件（別添一覧表参照）

## 別紙【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額
						平成19年7月10日
						標準賞与額
5099			男	昭和29年生		50万 4,000円
5100			男	昭和23年生		89万 3,000円
5101			男	昭和24年生		44万 5,000円
5102			男	昭和24年生		46万 8,000円
5103			男	昭和33年生		22万 1,000円
5104			女	昭和23年生		22万 1,000円
5105			男	昭和32年生		42万 6,000円
5106			男	昭和24年生		42万 3,000円
5107			男	昭和44年生		39万 3,000円
5108			男	昭和44年生		37万 4,000円
5109			男	昭和27年生		37万 2,000円
5110			男	昭和23年生		34万 円
5111			女	昭和22年生		20万 5,000円
5112			男	昭和49年生		27万 2,000円
5113			男	昭和49年生		27万 2,000円
5114			男	昭和27年生		4万 8,000円
5115			男	昭和32年生		46万 4,000円
5116			女	昭和47年生		30万 6,000円
5117			男	昭和43年生		33万 9,000円
5118			男	昭和24年生		52万 9,000円
5119			男	昭和45年生		37万 4,000円
5120			男	昭和35年生		48万 2,000円
5121			男	昭和32年生		40万 3,000円
5122			男	昭和56年生		18万 2,000円
5123			男	昭和23年生		121万 円
5124			男	昭和34年生		46万 円
5125			男	昭和39年生		40万 1,000円
5126			男	昭和46年生		36万 7,000円
5127			男	昭和42年生		41万 4,000円
5128			女	昭和49年生		28万 1,000円
5129			男	昭和53年生		20万 2,000円
5130			女	昭和32年生		24万 8,000円
5131			男	昭和17年生		8,000円
5132			男	昭和18年生		120万 円
5133			男	昭和22年生		36万 円

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額
						平成19年7月10日
						標準賞与額
5134			男	昭和53年生		17万 円
5135			男	昭和44年生		35万 1,000円
5136			男	昭和18年生		27万 4,000円
5137			男	昭和56年生		25万 3,000円
5138			女	昭和19年生		39万 6,000円
5139			男	昭和19年生		49万 6,000円
5140			男	昭和36年生		46万 8,000円
5141			男	昭和53年生		16万 円
5142			男	昭和50年生		21万 円
5143			男	昭和45年生		15万 円
5144			男	昭和45年生		18万 3,000円
5145			男	昭和44年生		25万 5,000円
5146			男	昭和30年生		24万 6,000円
5147			男	昭和51年生		25万 円
5148			男	昭和53年生		22万 5,000円
5149			男	昭和42年生		28万 1,000円
5150			男	昭和47年生		21万 5,000円
5151			男	昭和21年生		89万 5,000円
5152			男	昭和21年生		36万 円
5153			女	昭和21年生		40万 8,000円
5154			女	昭和43年生		2万 円
5155			男	昭和59年生		2万 円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 26 日

私は、平成 17 年 12 月支払分の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届について手続を誤ったとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、18万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 11 月から 20 年 3 月まで

平成 19 年 11 月 1 日に A 社に入社と同時に厚生年金保険に加入し、給与支給明細書のとおり厚生年金保険料が控除されていたため、当然内容に偽りなく標準報酬月額に基づき保険料が納付されていると思っていた。しかし、昨年の「ねんきん定期便」において、月々もっていた給与額及び厚生年金保険料控除額が著しく異なっていたため、同僚と確認したところ、全員が同じ標準報酬月額（9万8,000円）であった。申立期間について年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間において26万円から36万円の標準報酬月額に相当する総支給額が支給され、18万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、給与支給明細書において確認できる保険料控除額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月2日から46年4月1日まで

私は、昭和43年6月にA社を退職して、同年10月に同社に再入社した。同社から、「基金に変わった。」と聞いた記憶があり、基金になる以前から厚生年金保険の被保険者だったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び事務担当者の証言、並びに雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時の事務担当者は、「申立人の給与から雇用保険料と併せて厚生年金保険料も控除していたはずである。」と証言している。

さらに、当時の事業主は、「当時の書類は何も残っていないが、申立人のことは覚えている。彼が再入社した時はすぐに厚生年金に加入させたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年5月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出

された場合には、その後、複数回の被保険者報酬月額算定基礎届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が資格取得日を昭和46年4月1日として届出をし、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月30日から同年4月1日まで

A社の同僚が申立てをしたので、私も年金記録を確認したところ、年度末まで同社に勤務したのに、昭和58年3月の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職届及び複数の同僚の証言から判断して、申立人は、勤務形態、勤務内容等に変更は無く、昭和58年3月31日までA社に勤務していたものと認められる。

また、オンライン記録により、A社において昭和56年から59年までの3月中途(29日又は30日)で厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が5人(申立人を除く。)確認できるところ、全員が、「3月末日まで勤務していた。」と証言している上、このうち2人から提出された給料支払明細書により、当該3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年2月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、A社は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ

とから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

1 申立期間①のうち、平成14年1月1日から同年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①のうち、平成14年10月1日から20年6月16日までの期間については、申立人の標準報酬月額の記録を、14年10月から15年3月までは41万円、同年4月から同年10月までは44万円、同年11月は53万円、同年12月から18年12月までは44万円、19年1月から20年5月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②から⑦までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間②、③及び④は40万円、申立期間⑤は41万円、申立期間⑥は40万円、申立期間⑦は29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月から20年5月まで  
② 平成15年6月30日  
③ 平成15年11月28日  
④ 平成16年6月28日  
⑤ 平成16年11月29日  
⑥ 平成17年6月29日  
⑦ 平成17年11月29日

標準報酬月額が、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と比較して低い額になっている。また、賞与についての記録も無いので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成14年1月から同年5月まで申立人が主張する41万円と記録されていたところ、同年6月7日付けで、同年1月1日まで遡って、9万8,000円に引き下げられ、その後、同年9月まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、複数の同僚についても、申立人と同様に平成14年6月7日付けで、同年1月1日まで遡って、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、「当時、給与額、保険料控除額に変更は無かったと思う。」としている上、同僚の証言からも、当該期間当時の給与額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額まで減額されたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、A社に係る滞納処分票により、平成14年当時、同社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、同社の事業主は、「当時、厚生年金保険の事務は妻が担当していたが、妻から、保険料を減らすために標準報酬月額を低く届け出ることを社会保険事務所からアドバイスされた」と聞いたことがある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成14年6月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について、同年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成14年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成14年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立期間①のうち、平成16年12月、17年7月から18年1月までの期間及び同年3月から20年5月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料が控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成16年1月から同年11月までの期間については、申立人から提出された同年分給与所得の源泉徴収票、同年12月の給与明細書、申立人の取引銀行における取引先元帳、同僚の給与明細書等を検証したところ、当該期間における保険料控除額は、同年12月の保険料控除額に一致することが確認できることから、申立人は、当該期間においても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料が控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成18年2月については、申立人から給与明細書及び源泉徴収票の提出は無いものの、オンライン記録の標準報酬月額は、前後の期間の標準報酬月額と同額である上、前後の期間に係る給与明細書で確認できる保険料控除額も同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間と同額の保険料が控除されていたものと推認できる。

申立期間①のうち、平成15年1月から同年10月までの期間、同年12月及び17年1月から同年6月までの期間については、申立人から給与明細書及び源泉徴収票の提出は無いものの、上記取引先元帳の入金額を検証したところ、15年1月から同年10月までの期間及び同年12月の入金額は、16年12月の入金額と一致すること、及び17年1月から同年6月までの期間の入金額は、同年7月から同年12月までの期間の入金額と一致することが確認できることから、申立人は、当該期間においても、16年12月及び17年7月から同年12月までの期間と同額の保険料が控除されていたものと推認できる。

申立期間①のうち、平成15年11月については、申立人から給与明細書及び源泉徴収票の提出は無いものの、オンライン記録の標準報酬月額は、前後の期間の標準報酬月額と同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間と同額の保険料が控除されていたものと推認できる。

申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間については、申立人から給与明細書及び源泉徴収票の提出は無いものの、上記のとおり、訂正することが必要と認められる同年1月から同年9月までの期間(直前の期間)及び15年1月から同年10月までの期間(直後の期間)に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当該期間においても、前後の期間と同額の保険料が控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書、源泉徴収票、取引先元帳等の検証結果による給与額又は保険料控除額から、平成14年10月から15年3月までは41万円、同年4月から同年10月までは44万円、同年11月は53万円、同年12月から18年12月までは44万円、19年1月から20年5月までは36万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、申立人の給与明細書等で確認又は推認される給与額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認又は推認される給与額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間⑥及び⑦については、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間⑥は40万円、申立期間⑦は29万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間④及び⑤については、申立人から提出された上記源泉徴収票の検証により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間④は40万円、申立期間⑤は41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②及び③については、申立人から賞与明細書及び源泉徴収票の提出は無いものの、上記取引先元帳により、申立人に対し当該期間に係る賞与の支払が確認できるところ、上記取引先元帳の当該期間における入金額は、申立期間④における入金額と一致していることから、申立人は、当該期間において、申立期間④と同額の標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、当該期間について、同僚二人から提出された賞与明細書により、当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、オンライン記録には、申立人及び当該同僚二人に係る賞与支払届の記録が無く、いずれの機会にも社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出せず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を51年6月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から52年9月までは15万円、同年10月から53年9月までは16万円、同年10月から54年3月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月16日から54年4月21日まで

私は、昭和49年3月16日にA社に入社し、54年4月20日に退職したが、同社での厚生年金保険被保険者記録は、51年6月16日に資格を喪失したことになる。

しかし、私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の給与振込の履歴及び昭和54年1月撮影の社内行事の集合写真、申立人がA社を退職後に勤務した事業所から提出された申立人に係る履歴書の職歴、並びに複数の同僚の証言により、申立人が申立期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間にA社で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚は、「申立人は、申立期間も引き続き正社員としてA社に勤務し、業務内容の変更も無かった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人と一緒に仕事をしていたとされる同僚は、申立期間において同社の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和51年5月の記録及び申立人と同時期に入社した同職種の同僚の記録から、同年6月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から52年9月までは15万円、同年10月から53年9月までは16万円、同年10月から54年3月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人に係る被保険者資格の喪失に係る届出や、その後の複数回の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和51年6月16日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から54年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年8月1日から同年9月1日まで  
② 平成7年6月29日から同年7月1日まで

私は、平成6年7月31日をもってB事業所を退職し、翌日からA社で勤務したのに、厚生年金保険の資格取得日が同年9月1日となっている。

また、A社を平成7年6月30日に退職したのに、資格喪失日は同年6月29日となっている。いずれも、当時の給与明細書を保管しておらず、保険料控除について確認できないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の銀行預金の記録によると、平成6年8月25日を初回としてA社から給与振込が確認できることから、申立人は、同社に少なくとも同年8月1日から勤務していたことが推認できる。

また、A社の事務担当者は、「厚生年金保険料は、翌月控除である。申立人が、平成6年8月から勤務していれば、8月の保険料は、9月に支給した給与から控除していたはずである。」と証言している。

さらに、申立人が前任者と記憶する同僚は、「勤務は、会社からの指示で勤務先が決まり、1週間や半月も遅れて勤務することはない。勤務開始と同時に厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年9月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、当該期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚等に照会したが、申立人の退職日を特定できる証言及び申立人が当該期間も継続して勤務していたことをうかがわせる証言は得られない。

また、A社は、申立期間当時の人事記録等関連資料を保管しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は65万円、申立期間②及び③は71万円、申立期間④は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年3月17日  
② 平成17年3月18日  
③ 平成18年3月18日  
④ 平成19年7月19日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び賞与における保険料控除額内訳表により、申立人は、申立期間①は65万円、申立期間②及び③は71万円、申立期間④は50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は55万円、申立期間②は60万円、申立期間③は70万円、申立期間④は55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年3月17日  
② 平成17年3月18日  
③ 平成18年3月18日  
④ 平成19年7月19日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び賞与における保険料控除額内訳表により、申立人は、申立期間①は55万円、申立期間②は60万円、申立期間③は70万円、申立期間④は55万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は37万円、申立期間②は40万円、申立期間③は50万円、申立期間④は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月17日  
② 平成17年3月18日  
③ 平成18年3月18日  
④ 平成19年7月19日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び賞与における保険料控除額内訳表により、申立人は、申立期間①は37万円、申立期間②は40万円、申立期間③は50万円、申立期間④は40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①、②及び③は38万円、申立期間④は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年3月17日  
② 平成17年3月18日  
③ 平成18年3月18日  
④ 平成19年7月19日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び賞与における保険料控除額内訳表により、申立人は、申立期間①、②及び③は38万円、申立期間④は15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を、申立期間①は11万円、申立期間②及び③は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月18日  
② 平成18年3月18日  
③ 平成19年7月19日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び賞与における保険料控除額内訳表により、申立人は、申立期間①は11万円、申立期間②及び③は20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年7月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、7年7月から同年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは38万円であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年2月5日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、7年10月から8年9月までは41万円、同年10月から9年1月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年2月5日まで

ねんきん定期便では、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記載されているが、給与明細書では、平成7年1月からA社における資格を喪失するまで、同額の厚生年金保険料を控除されているので、当該期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年7月1日から8年10月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、7年7月から同年9月までは41万円、同年10月及び同年11月は38万円と記録されていたところ、同年12月18日付けで、申立人を含む26人の標準報酬月額の記録は同年7月1日まで遡及して引き下げられており、申立人の当該期間の標準報酬月額は9万8,000円に記録訂正され、申立人の資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、経理・社会保険事務を担当していたA社の事業主の妻は、「当時は資金繰りが悪化し、社会保険料の支払が滞っていた。社会保険事務所の職員の提

案もあり、給与額は下げているにもかかわらず、全従業員の標準報酬月額を下げる届出をした。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したのとは考え難く、申立人の標準報酬月額を同年7月1日まで遡及して減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（同年7月から同年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは38万円）に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年2月5日までの期間について、申立人から提出された当該期間の給与明細書によると、申立人は当該期間において、44万円から53万円の標準報酬月額に見合う給与額を支給されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書により確認できる保険料控除額から、平成7年10月から8年9月までは41万円、同年10月から9年1月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻が、申立人に係る標準報酬月額を9万8,000円とする届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年7月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、7年7月から同年9月までは22万円、同年10月から8年9月までは20万円であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年5月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、7年10月から8年9月までは22万円、同年10月から9年4月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から9年5月1日まで

ねんきん定期便では、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記載されているが、給与明細書では、平成7年1月からA社における資格を喪失するまで、同額の厚生年金保険料を控除されているので、当該期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年7月1日から8年10月1日までの期間については、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、7年7月から同年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は20万円と記録されていたところ、同年12月18日付けで、申立人を含む26人の標準報酬月額の記録は同年7月1日まで遡及して引き下げられており、申立人の当該期間の標準報酬月額は9万8,000円に記録訂正され、申立人の資格喪失日まで継続していることが確認できる。

また、経理・社会保険事務を担当していたA社の事業主の妻は、「当時は資金繰りが悪化し、社会保険料の支払が滞っていた。社会保険事務所の職員の提

案もあり、給与額は下げているにもかかわらず、全従業員の標準報酬月額を下げる届出をした。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を同年7月1日まで遡及して減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（同年7月から同年9月までは22万円、同年10月から8年9月までは20万円）に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から9年5月1日までの期間について、申立人から提出された7年10月から9年3月までの期間の給与明細書によると、申立人は当該期間において、22万円から28万円の標準報酬月額に見合う給与額を支給されていたことが確認できる。

さらに、平成9年4月については、申立人から給与明細書等の資料の提出は無いものの、オンライン記録において、当該月に係る標準報酬月額は、直前の上記期間に係る標準報酬月額と同額であることから、申立人は当該月においても、上記期間と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書により確認できる保険料控除額から、平成7年10月から8年9月までは22万円、同年10月から9年4月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻が、申立人に係る標準報酬月額を9万8,000円とする届出を行ったことを認めていることから、事業主は給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 5170～5181（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

申立期間の賞与について、賞与支払届が提出されていないことが判明した。厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業所に係る同種の案件 12 件（別添一覧表参照）

## 別紙【厚生年金あっせん一覧表】(愛知)

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間) 及び標準報酬月額	
						平成17年7月15日	平成17年12月15日
						標準賞与額	標準賞与額
5170			男	昭和31年生		99万 円	134万 円
5171			男	昭和45年生		63万 円	68万 円
5172			男	昭和34年生		42万 円	55万 円
5173			男	昭和51年生		20万 円	25万 円
5174			女	昭和26年生		43万 円	48万 円
5175			女	昭和51年生		38万 円	41万 円
5176			女	昭和53年生		38万 円	41万 円
5177			女	昭和51年生		10万 円	18万 円
5178			男	昭和23年生		37万 円	47万 円
5179			女	昭和36年生		10万 円	16万 円
5180			男	昭和47年生		11万 円	13万 円
5181			女	昭和55年生			15万 円

## 愛知厚生年金 事案5182

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私は、申立期間についてA社で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の転勤辞令書、雇用保険の記録及び事業所の回答から判断して、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和56年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年2月の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を誤って昭和56年3月31日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 10 月 31 日まで  
③ 昭和 36 年 10 月 31 日から 39 年 11 月 15 日まで

私は、出産のため昭和39年11月にA社を退職し、育児に専念していた。ところが、初めて年金の請求をしたときに脱退手当金の支給記録があることが分かった。受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の昭和41年8月20日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が4回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と334円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から56年9月まで

父親が私の将来のことを考え、国民年金加入手続を行ったと思うが、年金のことは父親任せであった。父親から一度、「納期が迫っているので、銀行で二人分納めてきてくれ。」と頼まれたため、母親と私の二人分の国民年金保険料を預かり、送られてきた納付書により銀行で納付したことを覚えている。若い時から1か月の空白も無く年金に加入してきたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は既に死亡している上、一度父親に頼まれて保険料を納付したとする時期、納付期間及び納付金額に係る申立人の記憶も明確ではないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付の状況の詳細は不明である。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年11月頃に払い出されており、これ以外に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続の際に、47年4月まで遡って資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことから、申立期間当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われた昭和58年11月を基準とすると、56年10月から58年3月までの保険料は過年度納付が可能であったところ、当該期間の保険料については、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金情報検索システムにおいて、過年度納付したとされており、申立人が所持する納付書・領収証書においても同年12月に過年度納付したことが確認でき

る上、最後の特例納付となった第3回特例納付も申立人が国民年金に加入する前の55年6月には既に終了していたことから、申立人は時効成立前で遡って納付が可能であった期間の保険料を納付したものの、申立期間の保険料については既に時効が成立していたため、遡って納付することができなかったものと考えられる。

加えて、母親は、申立期間の保険料は納付済みとされているが、60歳到達時の昭和56年\*月に被保険者資格を喪失していることから、上記のとおり58年11月に国民年金に加入した申立人が、自身の保険料と母親の保険料を一緒に納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から平成3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から平成3年10月まで

国民年金保険料は60歳まで納付するべきものだと思っていたし、保険料を納付することができる程度は経済的余裕があったため、途中でやめたとはとても考えられないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金被保険者資格の喪失手続をした記憶は無く、保険料は当初の2、3年間は昭和57年\*月に死亡した夫名義の口座からそれまでの保険料と同様に振替で納付し、その後は申立人名義の口座に切り替えて納付していたと思うとしている。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険被保険者であった夫が死亡した昭和57年\*月から遺族年金を受給しており、遺族年金受給者は61年4月の国民年金制度改正まで任意加入対象者とされていたことから、夫の死亡後においても国民年金被保険者資格を喪失することは可能であった。

また、オンライン記録によると、申立人は当初、昭和57年12月2日に喪失したとされていた国民年金被保険者資格を平成8年12月13日時点で昭和57年4月1日に訂正され、さらに平成21年4月13日時点で、当初の資格喪失日と1日違いの昭和57年12月1日に再訂正(再訂正により再び被保険者期間となった同年4月から同年11月までの期間の保険料は納付済み)に訂正)されているなど、行政の記録管理に不手際がみられる。しかしながら、国民年金被保険者台帳及びA市の昭和57年度の国民年金保険料検認状況一覧票によると、申立人は、当初のオンライン記録と同じ同年12月2日に被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳における資格喪失日も、当初は同じ同年12月2日と記載され、申立人が当時居住

していた同市B区の押印が確認できる（その後、申立人が平成5年7月から居住している同市C区において、オンライン記録の当初の訂正と同じ昭和57年4月1日に訂正。）上、同市の国民年金口座振替対象者一覧表（除去分）によると、申立人は54年4月から行っていた夫名義の銀行口座からの振替納付を57年12月1日に解約していることが確認できることから、この時期に申立人は被保険者資格の喪失手続を行ったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、上記被保険者資格喪失後、遺族年金受給者が強制加入対象者となった昭和61年4月1日に被保険者資格を取得し、60歳に到達した平成3年\*月\*日に同資格を喪失したとされているところ、i) 申立人は、申立期間に被保険者資格の取得手続を行った記憶は無いとしていること、ii) 申立人が所持する国民年金手帳には、当該被保険者資格の取得及び喪失年月日が記載されているが、これには申立人が当時居住していたA市B区ではなく、5年7月から居住している同市C区の印が押されていること、iii) 同市において当該期間中に申立人が被保険者資格を取得した形跡は見当たらないことから、当該被保険者期間は申立期間後に追加処理されたものと思われる。

これらのことから、申立人は、申立期間のうち、昭和57年12月から61年3月までの期間は国民年金に未加入であり、同年4月から平成3年10月までの期間についても、当時は未加入であったとみられ、申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、A市の国民年金口座振替対象者一覧表（除去分）によれば、申立人は、上記夫名義の銀行口座からの振替納付を昭和57年12月1日に解約した後、別の口座から振替納付を行っていた形跡はうかがえないことから、申立期間の保険料を口座振替により納付していたとする申立人の主張は不自然である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成2年3月まで

昭和62年6月頃、新聞などの報道で20歳以上の国民は、国民年金に加入しなければならないことを知り、当時大学生だった私は、A市役所へ出向いて書類を提出し申請免除が承認されたことを記憶している。

申立期間は未加入期間とされているが申請免除期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年6月頃にA市役所の窓口で学生であることを理由に書類を提出し申請免除が承認されたとしているが、同市役所へ出向いて提出したとする書類の内容についての記憶は曖昧である上、国民年金の制度上、平成3年3月以前において学生は任意加入対象者とされていたことから、学生であることを理由に申請免除されることはなかった。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において払い出され、強制加入被保険者として申立人が20歳に到達した昭和62年\*月\*日に資格を取得していることが確認できるものの、同年12月22日に当該記号番号の取消処理が行われていることから、申立期間は国民年金に未加入となり、申請免除を受けることはできなかったと考えられる。

さらに、上記取消処理は、当時申立人は強制加入対象者ではなく、任意加入対象者となる学生であったことが判明したことにより行われたものと考えられ、その処理に不自然さはない。

加えて、申立人は、20歳から取消処理が行われるまでの期間については、強制加入被保険者として取り扱われていたことから、この期間に申立人が免除申請を行うことは可能ではあったものの、オンライン記録では、その形跡は見

当たらない上、仮に、申立人が免除申請を行い、免除が承認されたとしても、申請免除を受けることのできない任意加入対象者であることが判明した時点において、当該申請免除は取り消されるべきものである。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

勤務先の会社を退職した後、少し遅れたが、母親から将来困るから国民年金に入るように勧められて加入した。加入手続に行った区役所の人に前年分はどうしますかと聞かれて、まとめて納めた。申立期間の国民年金保険料を納付したことが分かるものは無いが、納付のあったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職(昭和51年4月15日)後、しばらくしてからA市B区役所で加入手続を行い、保険料を遡って納付したとしているが、加入手続時期、保険料の納付時期及び納付金額についての詳細な記憶は無く、加入手続時期及び保険料納付の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和54年5月9日であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この手続の際に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した51年4月16日に遡って被保険者資格を取得する処理が行われたとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は既に時効が成立しており、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳によると、加入手続時期において遡って納付することが可能であった昭和52年度及び53年度の保険料については、昭和54年7月及び8月に納付されていることが確認できることから、加入手続時期に前年分の保険料を納付したとする申立人の主張はこの保険料納付のことと思われる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成元年10月まで

当時の記憶は定かでないが、A市B区役所に行き国民年金の加入手続きを行い、郵便局で国民年金保険料を納付し始め、その後転居したC市でも保険料を納付したと思う。領収書は残っていないが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、高校卒業（昭和61年3月）後に勤務したD社で国民年金に加入するように言われたことから、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付を開始した記憶があるとしているが、戸籍の附票によると、申立人は20歳に到達する62年\*月以前の同年8月にC市に転居していることが確認でき、A市B区において加入手続き及び保険料納付を行うことはできないことから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

また、申立人は、C市に転居後申立期間を通じて同市に居住していたことが確認できることから、20歳到達以降に同市において国民年金の加入手続きを行うことは可能であったものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立期間後の平成6年2月頃に、当時申立人が居住していたE市を管轄するF社会保険事務所（当時）において払い出されたものと推認され、これ以外に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われたものとみられる上、申立人の被保険者資格取得日は、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年2月1日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできな

かったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの期間及び46年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から45年3月まで  
② 昭和46年4月から51年3月まで

私は、短大卒業後、母親と一緒にA市にある母親の実家の家業の手伝いをしていたが、成人式（昭和44年1月）に出席した時に国民年金のことを聞き、そのことを母親に話したところ、母親がきちんと入って払ってあげるから大丈夫と言っていたことを覚えている。私が27歳か28歳頃、母親と共に同市での仕事を辞め、B市C区に戻ったが、その時に母親から今後は保険料は自分で払うようにと言われたので、A市で母親と一緒に家業の手伝いをしていた期間については母親が同市で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。母親は高齢で当時の状況を確認することはできないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、高齢のため聴取することはできないことから、申立人の申立期間に係る加入手続及び納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、手帳記号番号払出整理簿、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されている。1回目は、A市において昭和45年5月13日に払い出されており、国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿を見ると、いずれも資格取得日は同年4月1日とされていることが確認できる。申立人は、44年3月までは短大生であったとして

いることから、申立期間①のうち、同年1月から同年3月までの期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時点から当該期間を遡って資格取得することはできない上、この資格取得日を基準とすると、申立期間①は、国民年金に未加入となり、母親は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間②についても、母親がA市で保険料を納付していたはずであるとしているが、i) 公簿によると、申立人は、昭和46年11月以降はB市C区(当時は、D区)に居住していたこととされ、A市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「転出予定 46.11.10 B市D区」、「市町村管理不要 昭和46年12月1日」と記載されていることから、申立期間②のうち同年11月以降は、A市において申立人の保険料に係る納付書が作成・送付されることはなかったものと推認できること、ii) オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿のいずれの記録においても申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、母親が当該期間の保険料を同市で納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、A市からB市C区に戻ってから自身で保険料を納付し始めたとしているところ、2回目の申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、同区において昭和53年5月8日に払い出されており、その資格取得日は遡って申立人の20歳到達日の43年\*月\*日とされている。この手帳記号番号払出日を基準とすると、51年4月から53年3月までの期間は過年度納付が可能であり、当該期間の保険料は54年1月に過年度納付されているが、51年3月以前となる申立期間①及び②は時効により保険料を納付することはできない上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金情報検索システムのいずれの記録も申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

このほか、前述のとおり、申立人に対して2回払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から61年6月まで

私は、時期は覚えていないが、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきた。その納付書と共にあなたは国民年金に加入していないから加入してくださいとの文書が入っていたので、両親に相談したところ、国民年金は20歳から加入しなければいけないと知り、両親からも20歳から保険料を納付するよう言われていたので、10万円を超える金額を金融機関で納付した。その後2回納付書が送付されてきて、1回目と同じくそれぞれ10万円を超える金額を金融機関で納付した覚えがある。私としてはこの3回の納付により20歳からの保険料が払えたものと思っている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は分からないが、年金手帳が突然送付されてきた覚えはあるとしているものの、区役所等で国民年金加入手続を行った記憶は無いとしており、申立人の申立期間に係る加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、送付されてきた納付書により申立期間の保険料を金融機関で10万円を超える金額を3回納付したとしているが、それぞれの保険料の納付対象期間、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年7月20日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って57年4月1日とする事務処理が行われたものと

みられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間のうち、56年\*月（20歳到達）から57年3月までの期間は、学生であったとしていることから、当該期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時期から遡って資格を取得することはできないことから、当該期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできない上、申立期間のうち同年4月から61年3月までの期間は、国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、時効により保険料を納付することはできない。

加えて、前述の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち昭和61年4月から同年6月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直後の同年7月から63年3月までの期間の保険料が同年10月27日に過年度納付されていることから、61年4月から63年3月までの期間の過年度納付書が作成・送付されたとも考えられるが、この過年度納付された時点では61年4月から同年6月までの期間については時効となることから、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年9月まで

私が大学を卒業（昭和59年3月）後、母親がA市B区役所で私の国民年金加入手続をしてくれた。国民年金保険料の納付についても母親が同区役所で納付してくれた。母親は高齢で当時のことは覚えていないが、申立期間は、国民年金に加入し、保険料を納付していたはずなので納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人に係る加入手続及び保険料の納付については何も覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、A市においても申立人の国民年金加入記録は存在しないとしており、申立人が国民年金に加入していた事実を確認できない。このため、申立人は、申立期間においては国民年金に未加入であったものとみられ、母親が当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月及び同年8月

私は、平成元年7月に会社を退職した。次の会社に入社した頃（同年8月末か同年9月の始め）にA町役場から2か月分の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、後日、役場で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に年金手帳を受け取ったかの記憶は無い。納付時期及び納付金額は覚えていないが、役場の窓口で送付されてきた納付書に現金を添えて納付した記憶がある。納付したことを示す領収書を持っていないが、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年7月に会社を退職し、次の会社に入社した頃（同年8月末か同年9月の始め）にA町役場から2か月分の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、後日、同町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料も同町役場の窓口で納付したとしているところ、i) 市町村においては、厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失に係る情報は把握していない上、制度上、加入手続を行っていない者に対して納付書の作成・送付を行うことは無く、同町でも申立期間当時、未加入者に対して加入勧奨を郵送で実施していたが、未加入者に対して納付書の作成・送付は行っていないとしていること、ii) 申立人は、加入手続時期及び加入手続に際して年金手帳を受領したかどうかの記憶は無いとしていること、iii) 申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は無いとしている上、同町では、申立期間当時、役場の担当窓口では保険料を取り扱っていなかったとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる

と、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A町においても申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実を確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年12月まで

申立期間当時、私は学生であった。けがや入院等の対策として、私が20歳になった昭和59年\*月に母親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も母親が納付していたと聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする母親から聴取したところ、i) 加入手続き時期及び手続き後の年金手帳の受領についての記憶は明確ではないとしていること、ii) 申立期間の保険料の納付については毎年A市から送付されてきた納付書により1年分まとめて納付したことしか記憶していないとしているが、公簿によると、申立人は、昭和60年5月21日に同市からC市に転居し、63年3月30日まで同市に居住していたことが確認できることから、申立期間のうち申立人が同市に居住していた期間について、A市において申立人の納付書が作成・送付されたとは考え難い上、申立人及びその母親共にC市で国民年金の住所変更届出を行い、同市で保険料納付をした記憶は無いとしていることから、母親の申立人に係る加入手続き及び申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年10月7日にA市B区に払い出され、平成元年1月14日に任意加入被保険者として資格取得したこととされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続きが行われたものとみられ

る。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容及び同市において申立人の申立期間における加入記録が存在しないこととも符合する。このため、申立期間当時、申立人は学生（2年3月卒業）であったとしていることから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時期から当該期間を遡って被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、母親が当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から47年5月まで

海外渡航していた期間の国民年金の資格と納付についてA市B区役所で何度か話し合いを行い、その結果、特例納付により夫婦のそれまで未納とされていた期間の保険料を全て納付した。夫婦の納付記録を見ると、妻は一部期間のみが特例納付した記録とされており、妻が特例納付により納付済みとされている期間を含む申立期間が未加入とされている。申立期間が未加入とされていることは納得できず、保険料の納付があったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が行ったとする申立期間に係る国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付については、申立人が既に死亡しているため、その詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金受付処理簿及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されており、1回目は資格取得日を昭和36年3月31日(国民年金制度準備期間)として同年7月31日にA市B区で妻と連番で払い出されており、2回目は同区による職権適用により、申立人に対して資格取得日を39年1月1日として国民年金強制加入被保険者として払い出されているものの、国民年金受付処理簿には「資格取消」のゴム印が押されていることが確認できる。このことから、既に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが判明したため、同市においてこの2回目に払い出された手帳記号番号が取り消されたものとみられる。オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、前述のとおり、申立人は、36年3月31日に被保険者資格を取得し、同年9月29日に被保険者

資格を喪失したとされており、申立人は、この頃には既に海外に渡航していたとしていることから、海外に渡航していることを理由にこの被保険者資格喪失の事務処理が行われたものと推測される。この被保険者資格喪失日から厚生年金保険被保険者資格を取得した47年6月1日までの申立期間について、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月、45年1月から47年6月までの期間及び同年10月から48年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月  
② 昭和45年1月から47年6月まで  
③ 昭和47年10月から48年11月まで

私の夫は、夫婦が海外渡航していた時の国民年金の資格と納付の訂正について何度か話合いにA市B区役所に行き、特例納付で夫婦二人分を全部納付したと聞いたことがある。私の記録を見ると、その際に一部遡って特例納付されているが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする夫は既に死亡していることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年7月31日にA市B区で、夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を同年3月31日(国民年金制度準備期間)とする事務処理が行われたものとみられる。申立人の国民年金被保険者台帳の資格喪失年月日欄を見ると、41年3月9日に資格喪失と記載されており、申立人は、同年3月頃に海外渡航したとしていることから、この資格喪失とされた理由は海外渡航によるものと考えられる。このことは、申立人が資格喪失したことに伴い、41年3月の保険料が還付されており、国民年金保険料還付整理簿に「還付金額 600円 還付事由 資格喪失 41.3.9、還付決定

年月日 昭和41年8月31日、還付支払年月日 同年11月12日」と記載されていることとも符合するものの、前述の国民年金被保険者台帳の資格喪失年月日欄の資格喪失日である「41年3月9日」の資格記録が取り消され、48年12月17日に第1号被保険者から任意加入被保険者への種別変更がされるまでの間は前述の資格取得日である36年3月31日から第1号被保険者として国民年金に継続して加入していたこととされていることが確認できる。このことは、夫が、同区役所において、海外渡航していた期間の国民年金の資格について、何度か話し合いを行い、その結果、国民年金の資格記録の訂正が認められたとする主張と符合しており、申立人が主張するとおり、夫が申立期間①、②及び③の保険料を第3回特例納付（実施期間：昭和53年7月から55年6月まで）を利用して納付することは可能であった。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和41年4月から44年12月までの45月の保険料が第3回特例納付を利用して53年12月4日に納付されていることが確認できる。特例納付は、年金受給権の確保を図ることを目的とした制度であり、年金受給権を確保するためには300月の納付が必要であるが、申立人は、3年\*月生まれであるため、納付済期間は、23年（276月納付が必要）の短縮措置の対象者とされている。このため、申立人が特例納付日時点で、納付済みとされている期間は120月であることから、受給権確保を図るには156月納付する必要があるが、特例納付以外に納付できる月数は111月（受給権確保を図るための納付月数は、60歳到達年度の月数を除外して算出。）であり、受給権確保に必要な月数は45月となる。このことから、前述のとおり、申立期間①、②及び③は、特例納付を利用して保険料を納付することは可能であったものの、申立人の未納とされている45月の保険料を特例納付すれば、申立人の受給権確保を図ることが可能であり、申立期間①、②及び③の保険料までも特例納付する必要性は乏しかったものと推認される。このため、夫は、申立人の受給権確保を図るため、第3回特例納付を利用して、当時未納とされていた45月の保険料を納付したものと考えられる。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から54年3月まで

私は申立期間当時、大学生でA市に住んでいた。私が20歳になった時に実家の父親が、B市役所で私の国民年金加入手続を行い、その後、私が就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、B市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたので未納期間は無いとしているものの、申立人の加入手続時期、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領、保険料の納付場所、納付方法、納付時期及び納付金額については覚えていないことから、父親の申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、B市においても申立人に係る加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、父親が当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から63年2月まで

私が勤務していた事業所の事業主が、私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も給与から天引きし、納付してくれていたと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料納付は、当時の勤務先の事業主が行い、保険料は給与から天引きされていたとしているものの、申立人の当時の勤務先の事業主の妻に聴取したところ、申立期間当時、従業員に代わって加入手続を行い、国民年金保険料を給与から天引きし、納付したことは無いとしており、申立人の主張と相違している。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間当時居住していたとするA市においても申立人に係る国民年金の加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人の当時の勤務先の事業主は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年3月まで  
20歳になった頃、父親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が会社に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、A市B区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとしているところ、父親は、申立人の加入手続時期、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領、申立期間の保険料の納付方法、納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、A市においても申立人に係る加入記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、父親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月頃から同年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 42 年 5 月から 47 年 12 月末まで、A社B支店に勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び在籍証明書により、申立人が昭和 42 年 6 月 1 日から同社に准職員として勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時のA社の社会保険関係事務担当者は、「当時、A社では、4月に採用する新卒者以外の中途採用者については、3か月程度の試用期間があり、その後に厚生年金保険被保険者資格を取得させるという取扱いを行っていた。自分も中途入社のため3か月間は試用期間だった。」と証言している。

また、申立人とほぼ同時期に中途採用された同僚（准職員）3人は、A社の人事記録に記載された入社日から1か月ないし3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、試用期間の長さは一律ではないものの、中途採用者について、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社は、申立期間当時の社会保険関係の資料が無いと回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5185

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から38年4月1日まで

私の父親がA社の事業主と同窓であったため、同社の事業主に再三誘われて入社した。入社の際には、会社は健康保険及び厚生年金保険に加入しているからと聞いていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の社会保険関係の資料が無い上、当時の事業主も既に死亡しているため、何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人が、いつA社に入社したかまでは覚えていない。」旨証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、同社には6人の被保険者が確認できるところ、申立人は、このうち、申立人の同社における被保険者資格取得日（昭和38年4月1日）以降の期間においても被保険者記録が確認できる同僚5人の名前は記憶しているものの、申立人の被保険者資格取得日と同日に同社の被保険者資格を喪失（同社離職日は前日）したことが確認できるもう1人の同僚の名前は記憶していないと述べていることから、申立人の申立期間に係る勤務について推認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年3月から同年5月まで  
② 昭和20年9月から21年3月まで  
③ 昭和21年4月から同年7月まで  
④ 昭和21年8月から24年4月1日まで  
⑤ 昭和25年3月22日から同年4月1日まで  
⑥ 昭和25年7月1日から26年8月まで  
⑦ 昭和26年9月から28年3月23日まで  
⑧ 昭和31年7月2日から同年11月1日まで  
⑨ 昭和32年9月1日から同年12月2日まで  
⑩ 昭和35年5月10日から同年7月6日まで  
⑪ 昭和35年12月1日から36年11月18日まで  
⑫ 昭和37年11月21日から同年12月16日まで  
⑬ 昭和47年2月5日から同年9月5日まで  
⑭ 昭和49年10月1日から同年11月27日まで  
⑮ 昭和52年12月1日から53年11月1日まで  
⑯ 昭和54年5月1日から同年11月27日まで  
⑰ 昭和58年1月26日から同年4月1日まで  
⑱ 昭和58年9月1日から同年12月まで  
⑲ 昭和60年4月4日から63年4月1日まで  
⑳ 昭和60年9月27日から61年4月1日まで

私は、申立期間①から⑳までについて、それぞれ事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間①について、昭和18年3月頃から同年6月頃までA社に勤務していた。

申立期間②から⑥までについて、昭和20年9月頃から26年8月頃まで継続して駐留軍関係事業所に勤務していた。

申立期間⑦及び⑧について、昭和26年9月頃から31年10月31日まで継続してB社に勤務していた。

申立期間⑨及び⑩について、昭和32年9月1日からC社及びD社に継続して勤務していた。

申立期間⑪について、昭和35年12月1日から36年11月17日まで継続してE社に勤務していた。

申立期間⑫について、昭和37年11月21日からF社又はG社に継続して勤務していた。

申立期間⑬について、昭和47年2月5日からH社に勤務していた。

申立期間⑭及び⑮について、昭和49年10月1日から53年10月31日まで継続してI社J支店に勤務していた。

申立期間⑯について、昭和54年5月1日からK社に勤務していた。

申立期間⑰及び⑱について、昭和58年1月26日から同年12月頃まで継続してL社に勤務していた。

申立期間⑲について、昭和60年4月4日から63年3月31日まで継続してM社に勤務していた。

申立期間⑳について、昭和60年9月27日から61年3月31日まで継続してN社に勤務していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の他事業所での勤務に係る労働者名簿及び軍歴証明書の記載によれば、申立人は、昭和18年3月に学校を卒業した後、同年6月1日にO隊に入隊したとされており、申立人の勤務に係る証言内容も不自然でないことから、申立人が当該期間において申立てに係る事業所で就労していたことはうかがえる。

しかし、申立てに係るA社が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、当該事業所を特定することができない。

申立期間②から⑥までについて、申立人は、駐留軍関係事業所に継続して勤務していたと主張している。

このうち、申立期間②から④までについて、申立てに係る駐留軍関係事業所に対する厚生年金保険の適用は、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保険局長通知）により、24年4月1日から適用対象とするとされていることから、それ以前の期間である申立期間②から④までは、申立人が厚生年金保険被保険者となることができない期間である。

また、申立期間④について、防衛省P防衛局から提出された労務台帳によれ

ば、申立人の雇用年月日は、昭和22年8月25日とされており、当該期間のうち、同日以後の期間について、申立人の駐留軍関係事業所における勤務があったことは確認できる。

しかし、申立期間⑤について、上述の労務台帳によれば、申立人の退職年月日は、昭和25年3月21日とされており、当該日の翌日は、申立人が、24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したQ事業所に係る被保険者資格喪失日（25年3月22日）と符合する。

さらに、申立期間⑥について、申立人は、当該期間のうち、昭和25年7月1日から26年4月15日までの期間について、R社及び同社S支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる一方、同年4月15日以降の期間について、申立てに係る駐留軍関係事業所を特定することができず、申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる周辺事情も無い。

申立期間⑦及び⑧について、申立人は、B社に継続して勤務したと主張している。

このうち、申立期間⑦について、申立人は、当該期間のうち、昭和27年11月1日から28年3月23日までの期間について、T社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び同索引票によれば、申立人は、同社での資格取得時に払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号により、同社における資格喪失日と同日にB社において資格取得していることが確認できるところ、申立人は、「T社を手伝った後、B社に勤務した。」と証言している。

また、申立期間⑧について、B社は、昭和31年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間のうち、同日以降の期間において適用事業所であった記録は確認できない上、申立人が、同年11月1日に被保険者資格を取得しているU社は、同社の商業登記簿及び両社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、B社の同僚が創業した法人（U社の設立日は同年10月\*日で、申立人は同社の取締役である。）であることが認められるところ、当該同僚についても、申立人と同様、B社が適用事業所ではなくなった日より前に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関連資料を得ることができず、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できる証言も得られない。

申立期間⑨及び⑩について、申立人は、申立期間⑨はC社、申立期間⑩は同社又はD社に継続して勤務したと主張している。

このうち、申立期間⑨について、商業登記簿によれば、C社は、昭和42年5月\*日に合併により解散しており、当該合併法人を承継するV社に、申立人の勤務実態などを確認できる資料は無く、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言も得られない。

また、申立期間⑩について、商業登記簿によれば、D社は、昭和35年12月＊日にC社と合併することにより解散しており、上述のとおり、申立人の勤務実態などを確認できる資料は無く、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言も得られない。

さらに、申立人が自分と同時期にC社からD社に異動したとして名を挙げる同僚には、両社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人は、当該期間当時の勤務状況に関する記憶が曖昧である。

申立期間⑪について、オンライン記録によると、申立人は、昭和35年12月1日にD社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にC社に係る被保険者資格を取得しており、当該期間のうち、同年12月1日から36年7月10日までの期間について、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立人は、「D社を退職した後は、E社で勤務しており、C社に復職したことなど無い。」として、D社に係る厚生年金保険の資格喪失日である35年12月1日からE社で勤務したと主張している。

しかし、厚生年金保険被保険者記録上、申立人のD社に係る資格喪失日及びC社に係る資格取得日が昭和35年12月1日とされたのは、上述のとおり、同社を存続会社とする両社間の合併が行われたことによるものであることから、申立人は、C社において36年7月10日に資格喪失するまで勤務していたと考えるのが自然である。

また、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関連資料を得ることができず、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できる証言も得られない。

申立期間⑫について、F社は、昭和37年11月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所であった記録は確認できない上、当時の関連資料を得ることができない。

また、F社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に資格喪失している複数の同僚は、昭和37年11月21日以降、同社は営業していなかった旨証言している。

さらに、オンライン記録により、上述の複数の同僚のうち、F社における資格喪失後に、G社において資格取得している同僚が一人確認できたものの、当該同僚も、申立人と同様、両社の厚生年金保険被保険者記録が継続していないことが確認できる。

加えて、G社は、申立人の勤務実態などを確認できる資料は無いと回答しており、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言も得られない。

申立期間⑬について、雇用保険の記録によれば、申立人のH社における資格取得日は、昭和47年8月1日とされていることから、申立人は、当該期間のうち、同年8月1日から同年9月5日までの期間において同社に勤務していたこ

とが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、H社は、昭和47年9月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑬において適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿によれば、H社は、昭和46年8月\*日に設立された法人であるところ、同社設立の直後から同社に勤務したとする同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日も、申立人と同じ47年9月5日であることが確認できる。

申立期間⑭及び⑮について、雇用保険の記録によれば、申立人は、I社J支店において昭和49年11月27日に被保険者資格を取得し、52年11月30日に離職していることが確認できるところ、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録と符合している。

また、雇用保険の記録によると、上記の離職による同保険の給付が行われたことが確認できるところ、申立人も、I社J支店の退職後に雇用保険に係る給付を受けた旨証言している。

さらに、I社及び関連会社に係る承継組織に申立人の勤務実態などを確認できる資料は無く、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言も得られない。

申立期間⑯について、K社には、申立人の勤務実態などを確認できる資料は無く、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言も得られない。

申立期間⑰及び⑱について、申立人は、L社に継続して勤務していたと主張している。

このうち、申立期間⑰について、申立人から提出を受けた「L社 W営業所 X所長殿」と宛先表記された封筒の消印年月日は、昭和57年11月16日とされており、複数の同僚が、58年4月1日より前から申立人がL社に勤務していた旨証言していることから、その勤務開始時期は特定できないものの、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、L社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の関連資料を得ることができず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間⑱について、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人がL社における被保険者資格を喪失した直後に健康保険任意継続被保険者資格を取得したことが確認できる上、同僚から申立人の当該期間に係る勤務実態をうかがわせる証言も得られない。

申立期間⑲について、M社から提出された労働者名簿によると、申立人の雇用年月日を昭和60年4月3日とし、退職年月日を同年10月23日とする記載があり、申立人が同社勤務時の役務提供先であったとするY事業所は、「申立人は、昭和63年4月1日に当事業所の用務員として任用しているが、これは、M社か

ら申立人による役務提供を受けていたものを、同日において直接雇用したものだ。」と証言している。

しかし、Y事業所は、当該役務提供を受けていた期間については不明としており、雇用保険の記録によれば、申立人は、Z社を昭和60年4月3日に離職した後、同年9月27日にN社で資格取得するまでの間において、同年7月19日から同年9月26日までを支給対象期間とする基本手当を受給した旨記録されているとともに、その後、同年9月27日から61年3月31日に離職するまでの期間において同社に係る雇用保険の記録が確認できる。

また、M社から、申立人の前後に入社した従業員に係るものとして提出された労働者名簿7通について、「厚生年金保険記号番号」欄への記載の有無と、厚生年金保険被保険者資格の取得の有無は符合する関係にあるところ、申立人に係る労働者名簿の「厚生年金保険記号番号」欄には、申立人が被保険者資格を取得した旨の記載が無い。

さらに、申立人は、若い頃から糖尿病を患っていたため、健康保険証を常時保持する必要があったと主張しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間の直前に勤務したZ社における被保険者資格を喪失した後、申立人に健康保険継続療養証明書が交付された旨の記録が確認できる。

申立期間⑳について、雇用保険の記録により、当該期間について、申立人がN社で勤務していたことは推認できる。

しかし、N社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、同社の労働保険事務を受託していたAA事業所は、「N社は、社会保険の適用は受けていなかった。」と証言している。

このほか、申立期間①から㉔までについて、申立人は、厚生年金保険料の控除に関する記憶が曖昧である上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から㉔までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月30日から57年7月21日まで  
年金記録を確認したところ、A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。しかし、平成17年7月20日に社会保険事務所（当時）で職員からもらった期間計算の用紙には、申立期間に係る記載があり、自らも当該期間に同社で勤務していた記憶があるので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が平成17年に社会保険事務所の職員からもらったと主張する申立期間に係る記載がある期間計算の用紙は、社会保険事務所の職員が通常使用する様式とは異なる上、記載内容にも齟齬<sup>そご</sup>が見られることから、当該資料により、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと判断することはできない。

また、A社は、「申立人の申立期間に係る人事・給与等の関連資料は無い。」と回答している上、当該期間に同社に勤務していた同僚12人に照会したところ、5人から回答が得られ、このうち1人が、申立人を記憶しているものの、当該同僚は、申立人が同社に再入社した期間にも勤務しているため、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを特定できない。

さらに、申立期間後に再入社した際の3回の期間（平成元年1月13日から6年3月31日までの期間、9年11月1日から12年2月20日までの期間及び16年3月8日から17年9月21日までの期間）について、申立人には、いずれも厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録が確認できるが、申立期間については、いずれの被保険者記録も確認できない。

加えて、申立人には、昭和57年1月以降、平成元年1月13日（A社に再入社したとする日）まで、国民年金の保険料申請免除の記録が確認できる上、申立人自身も、「時期は不明であるが、自ら役所に出向き、国民年金の免除申請をした。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 9 月 7 日まで

私は、短期大学を卒業してすぐの昭和 49 年 4 月に A 事業所に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 50 年 9 月 7 日とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所における同僚の証言から判断して、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が名前を記憶する同職種の同僚を含む複数の同僚が、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっている旨証言していることから、A 事業所では、必ずしも入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得させていたわけではなかったものと推測される。

また、A 事業所は、当時の資料は保管していないとしているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除に係る記憶が無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月から同年 7 月まで  
申立期間に係る A 社での給与は、56 万円だった。実際に受け取っていた給与よりも標準報酬月額が低いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、9 万 2,000 円とされているところ、申立人は、「実際には、申立期間において 56 万円の給与を受け取っていた。私が給与などの事務を行っていたが、オンラインに記録されている標準報酬月額での届出は行っていない。」と主張している。

しかしながら、A 社は、平成 9 年 11 月に破産しており、申立期間当時の資料が保存されていないため、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録により、A 社において申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある 10 人（申立人を含む。）は、全員、平成 7 年 4 月 14 日付けで、標準報酬月額を同年 2 月 1 日から 9 万 2,000 円（実際には、全員 1,000 円で届出。）、に月額変更する処理が行われていることが確認できる。

なお、B 震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律において、特定被災区域に所在した事業所（A 社が該当）は、健康保険、厚生年金保険及び児童手当の保険料の免除等ができる旨の規定が有るところ、同社が社会保険事務所（当時）に提出した平成 7 年 8 月分から同年 10 月分に係る保険料等納付猶予申請書には、「全焼のため会社の再建に必死です。」と記載されており、申立人が申立期間において従前どおり 56 万円の給料を受け取っていたとする主張とは合致しない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から59年3月まで

A社B支店に入社当時の基本給は18万円で、そのほかに残業手当等がついており、年間収入は280万円から300万円超だったと記憶している。ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額は低すぎるので、寮母職の金額だと思う。私は、有資格者だったので、もっと高いはずである。また、採用時に給与はC県の給与に準ずると言われており、給与が下がることは無いはずである。当時の給与明細は持っていないが、退職時の雇用保険受給資格者証に記載されている賃金日額は、8,698円となっているので、納得がいく結果が得られるよう調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の被保険者資格取得（昭和56年3月1日）に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、昭和56年度、57年度、58年度の定時決定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」（各年度5月から7月までの報酬月額が記載されたもの）及び申立人の雇用保険被保険者離職証明書（58年4月から59年3月までの給与額、58年6月、同年12月及び59年3月の賞与額が記載されたもの）に記載されている申立人の給与額は、56年3月の資格取得時は「154,764円」、他の期間も16万円から19万円ほどであることが確認でき、申立人の主張する給与額とは相違する上、申立人は、退職時の雇用保険受給資格者証に賃金日額が「8,698円」と記載されているので、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額は低すぎると主張しているが、上記雇用保険被保険者離職証明書を検証したところ、当該賃金日額の算定には、58年12月及び59年3月の賞与が

算入されていることが確認でき、毎月の給与額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳は廃棄済みで、提出した標準報酬決定通知書等に記載されている以外の月の給与額、保険料控除額などは確認できない。しかし、当時、事務手続は会計事務所に代行してもらっており、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の備考欄に当該決定された標準報酬月額に基づく保険料が記載されていることを考えると、正しい保険料を控除していたはずである。また、当時の給与は、介護保険制度が始まる頃までは、申立人の主張のとおり公務員の給与表に準拠しており、基本給が減額することは無かった。昭和58年に申立人の標準報酬月額が下がったのは、超過勤務手当等の基本給以外の手当の影響ではないか。」と回答している。

さらに、上記「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額と健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額は一致している上、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、標準報酬月額が遡及訂正された形跡は無く、記録に不自然な点は無い。

加えて、当時の事業主は死亡している上、複数の同僚に照会しても、申立期間における給与額等について、具体的な証言は得られない。

なお、申立人は、「ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額は低すぎるので、寮母職の金額だと思う。私は、有資格者だったので、標準報酬月額はもっと高いはずである。」と主張しているため、申立人の標準報酬月額を複数の寮母職の同僚の記録と比較したところ、ほぼ全ての寮母職の同僚の標準報酬月額より3万円から6万円ほど申立人の標準報酬月額の方が高いことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から同年10月1日まで  
昭和19年4月1日にA社B支店に入社した。事務系の仕事ではなかったため、工場法の適用を受ける男性工場労働者に当たると思うので、労働者年金保険の適用対象者であるはずである。申立期間について、労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がC省の技術員養成所で一緒だったとして名前を挙げた同僚が、「申立人とは高校の同級生で、養成所でも一緒だった。申立人は昭和19年3月末に養成所を卒業し、同年4月にA社B支店に入社した。」と証言していること、厚生年金保険被保険者台帳、同索引票、厚生年金保険労働者名簿（以下「厚生年金保険被保険者台帳等」という。）及び申立人から提出された厚生年金保険被保険者証によると、申立人は、昭和19年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人は、事務系の仕事ではなかったため、工場法の適用を受ける男性工場労働者に当たると思うので、労働者年金保険の適用対象者であるはずであると主張しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳等によると、上記のとおり、申立人は、昭和19年7月1日に被保険者資格を取得したことが確認できるが、備考欄等に「改」の表示が記されていることが確認でき、当該表示は、労働者年金保険法が、同年10月に厚生年金保険法に制度改正（適用受付開始は、同年6月1日）され、事務職員を含む男女労働者に適用対象者の範囲が拡大されることにより、新たに被保険者となったことを示すものであることから、申立人は、申立期間において労働者年金保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

また、「申立人と同じC省の技術員養成所を卒業し、申立人と同時期にA社

B支店に入社し、現場で勤務していた。」と証言する同僚（昭和19年7月7日に厚生年金保険の被保険者資格取得）の厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険労働者名簿にも、申立人と同様に「改」の表示が記されており、当該同僚の被保険者期間も、同年10月1日からとなっている。

さらに、A社を承継するD社から提出されたA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人及び上記同僚は、健康保険法において職員であることを示す「甲」の記載が確認でき、労働者年金保険法が厚生年金保険法に制度改正される前の昭和19年4月4日に被保険者資格を取得している他の同僚は、労働者であることを示す「乙」の記載が確認できることから、申立人は、申立期間において労働者年金保険の適用対象者ではなかったことがうかがわれる。

加えて、D社は、「人事記録等は残っておらず、当時のことは不明。」と回答している上、申立人は同僚の名前を覚えておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び労働者年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで  
平成 15 年 6 月 1 日に A 社から、グループ会社である B 社に転籍したが、仕事の内容、勤務地、勤務形態等に一切変更は無かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社は、「申立人が勤務していた C 支店は、平成 15 年 6 月 1 日付けで B 社に業務移管しており、申立人は同日付けで転籍したので、A 社には同年 5 月 31 日まで勤務していた。」と回答していることから、申立人は、同年 5 月 31 日まで同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A 社は、「当時の事務処理の誤りで、平成 15 年 5 月 31 日を喪失日として届け出ってしまったようだ。そのため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、同社から提出された給与支給控除一覧表によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月から 10 年 8 月まで

私がA社で勤務していた期間の標準報酬月額が、平成 8 年 10 月から 20 万円に下げられている。しかし、長期の欠勤をしたことも、途中で給与を減額されたこともないのに標準報酬月額が下がるのはおかしいので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚から提出された平成10年11月、同年12月、11年8月及び同年9月の給与明細書によると、当該月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる上、別の同僚から提出された8年から11年までの源泉徴収票によると、当該年の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致することが確認できる。

また、A社の当時の事務担当者は、「当時、A社では会計まで連動した給与計算ソフトを使用しており、標準報酬月額を改ざんすることは、仕組み上できなかった。」と証言しているところ、申立期間に同社で被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、自分の標準報酬月額が不自然であるとする者はいない。

さらに、申立期間当時のA社の事業主は、「賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料については、保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の標準報酬月額の記録に誤りがあるこ

と及び申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月頃から同年 10 月 11 日まで

私は、昭和44年2月頃、A社（同年3月にB社から独立創業）C支店の支店長として入社し、59年9月11日まで勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は、44年10月11日から45年6月30日まではB社、同年6月30日から59年9月11日まではA社となっており、申立期間の記録が無い。

A社は申立期間については適用事業所ではないと聞いたので、B社において被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主及び同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間以後の昭和45年6月30日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所であったことが確認できない。

また、A社の当時の事業主は、「A社の従業員の社会保険は、独立後もしばらくは、B社で入れてもらっていた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、昭和44年10月10日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和44年3月にA社に入社した。」と証言しているとともに、申立人が自分と同時期の同年2月頃にA社に入社したとしている同僚3人についても、申立人と同時期（同年10月）にB社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社における被保険者記録がある複数の同僚は、「当時、B社には試用期間があり、入社してもしくは社会保険の手続がされなかった。」と証言しており、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

加えて、B社の事務担当者は、「申立人を記憶しているが、当時どのような手続をしていたかは全く記憶に無い。」と証言しており、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5195

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月20日から34年5月1日まで

私は、昭和27年7月1日から34年4月30日までA社に勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る被保険者資格の喪失日は、昭和33年7月20日とされており、申立期間の記録が無いことが分かった。

昭和33年7月にA社の寮を出て下宿から同社に通勤していたが、退職はしておらず、申立期間も勤務していたことは確かであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の写しを保管しており、申立てどおりの届出は行っていない。」と回答しているところ、当該喪失届によると、申立人の資格喪失日は、オンライン記録と同じ昭和33年7月20日、社会保険事務所（当時）の受付日は、同年7月24日であるとともに、申立人が健康保険被保険者証を返納していたことが確認できる。

また、申立期間にA社の寮に住んでいたとする者を含む複数の同僚に照会したが、申立人の退寮時期や退職時期を記憶している者はおらず、昭和33年7月に同社の寮を出て、申立期間は下宿から同社に通勤していたとする申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、A社の寮に住んでいたとする複数の同僚は、「退寮した後も厚生年金保険被保険者記録は、問題なく継続している。退寮と退職の手続は全く別のものであり、寮を出たために厚生年金保険被保険者資格を喪失させるとは考え難い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5196

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月20日から31年4月頃まで  
② 昭和31年5月頃から32年12月5日まで

私は、A社に昭和30年8月から31年4月頃まで、B社に同年5月頃から34年4月まで勤務していたが、記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。

記録が無いのは不自然であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和55年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主は、「資料等はないため調査不能である。」と回答している。

また、当該期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間における勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

申立期間②について、B社の厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、「私は、昭和31年3月頃B社に入社した。私が入社した時には、申立人は、既に勤務していた。」と証言していることから、当該期間において、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和32年12月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時、適用事業所であったことが確認できない。

また、B社は、昭和40年6月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生

年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5197

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月頃から23年3月頃まで

私は、A市にあったB事業所に勤務していたが、当該勤務期間における被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているB事業所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人が記憶しているB事業所の同僚についても、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当該同僚は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び申立期間当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が申立期間の後に勤務したC社から提出された申立人の履歴書には、申立期間当時について「昭和20年9月 農業に従事す」と記載されており、B事業所に勤務したことは記載されていない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月31日から同年12月31日まで  
② 昭和52年 2 月 1 日から同年10月15日まで

申立期間①について、私は、昭和49年の暮れにA社の忘年会に出席した記憶があるので、同社には同年12月まで勤務していたが、資格喪失日が同年10月31日になっている。

申立期間②について、私は、雪が降っていた時期にB社に入社して見習としてトラックの助手席に乗っていた記憶があるが、同社での資格取得日が昭和52年10月15日となっている。

申立期間①及び②について、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和49年の暮れにA社の忘年会に出席した記憶があるので、同社には同年12月まで勤務していた。」と主張していることから、申立期間に被保険者記録がある複数の同僚に照会したが、昭和49年末に忘年会が行われたことを記憶している者はいない上、申立人が申立期間①に継続してA社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

また、A社は、「当時の資料は保管していないので、申立人の勤務状況については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人については、昭和49年10月31日を資格喪失日とする届出が同年12月 3 日に行われたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は昭和52年7月1日であることが確認できることから、申立人は、申立期間②のうち、同年7月1日以降の期間については、B社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、雇用保険の資格取得日から一定期間経過後に、厚生年金保険の資格を取得している。

また、申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚は、「私は、B社に申立人より後に入社して、先に辞めた。」と証言しているものの、当該同僚のB社での被保険者記録は確認できないことから、同社では入社と同時に厚生年金保険の資格を取得させる手続を励行していなかったことがうかがえる。

さらに、B社は既に解散しており、当時の事業主は他界しているため、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人が通院したと主張しているC医院は、「申立期間②当時の診察記録は保管していない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から42年4月1日まで  
② 昭和43年7月1日から45年8月11日まで  
③ 昭和50年1月1日から同年2月1日まで  
④ 昭和51年12月から53年9月まで  
⑤ 昭和55年10月から58年10月まで  
⑥ 平成3年4月から同年7月まで

申立期間①について、私は、昭和40年4月1日から42年12月30日までA社に勤務した。初任給は1万8,000円と記憶しているが、40年4月から41年3月までの標準報酬月額が1万6,000円と記録されている。また、同年4月に給与額が2万2,000円に昇給したと記憶しているが、同年4月から同年9月までの標準報酬月額が1万6,000円、同年10月から42年3月までの標準報酬月額が1万8,000円と記録されていることに納得がいかない。

申立期間②について、B社の入社日が昭和43年7月1日であったのに、厚生年金保険の資格取得日が45年8月11日と記録されていることに納得がいかない。

申立期間③について、C社の入社日が昭和50年1月1日であったと記憶しているが、厚生年金保険の資格取得日が同年2月1日と記録されていることに納得がいかない。

申立期間④及び⑤について、D社における給与額は50万円で、当時の標準報酬月額表の最高等級額（申立期間④は32万円、申立期間⑤は41万円。）を

超えていたが、最高等級額より厚生年金保険の記録が低くなっているため、最高等級額に訂正してほしい。

また、申立期間⑥について、D社における平成3年4月から同年7月までの給与額は100万円であったため、当時の標準報酬月額表の最高等級額（53万円）に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年4月1日から41年4月1日までの期間について、申立人は、「A社での初任給は1万8,000円と記憶しているが、昭和40年4月から41年3月までの標準報酬月額が1万6,000円と記録されていることに納得がいかない。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人と同日の昭和40年4月1日に資格取得した32人中、申立人と同年齢の6人の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額の1万6,000円であることが確認できることから、当該6人のうち、初任給について事情を聴取できた複数の同僚の中には、初任給がオンライン記録より低いと記憶している者もいる。

また、A社は、「当時の給与支払等の関連資料が見当たらないことから、厚生年金保険料の取扱いについては不明。」と回答している。

申立期間①のうち、昭和41年4月1日から42年4月1日までの期間について、申立人は、「昭和41年4月に報酬額が2万2,000円に昇給したと記憶しているが、同年4月から同年9月までの標準報酬月額が1万6,000円、同年10月から42年3月までの標準報酬月額が1万8,000円と記録されていることに納得がいかない。」と主張している。

しかし、上述の申立人と同日の資格取得者で当該期間に被保険者記録が継続し、かつ、申立人と同年齢の3人の同僚の標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立人と同様に資格取得日から昭和41年10月1日までは1万6,000円、同年10月1日から42年4月1日までは1万8,000円とされており、41年4月に昇給している者は見られない。

また、上述のとおり、A社は、当該期間当時の給与支払等の関連資料は保存しておらず、申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

申立期間④及び⑤について、申立人は、「申立期間④及び⑤は、50万円の給与額であった。」と主張している。

しかし、商業登記簿謄本及びD社の被保険者記録がある複数の同僚の証言によると、申立人は、当該期間当時、同社の代表取締役であったと認められるものの、同社には当該期間の給与支払等の関連資料が保管されていない上、申立人は、当時の事務担当者を記憶しておらず、申立人の当該期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

申立期間⑥について、申立人は、「申立期間⑥は、100万円の給与額であった。」

と主張しているところ、申立人から提出された平成3年分源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、平成3年4月から100万円の給与を得ていたものと認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、当該賃金台帳に記載されている保険料控除額は、50万円の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

さらに、当該標準報酬月額の記録は、E厚生年金基金の記録とも一致している。

なお、申立人は、「平成3年4月に給与が上がっているにもかかわらず、当該月の標準報酬月額が上がっていないのはおかしい。」と主張しているが、厚生年金保険法における標準報酬月額の改定は、毎年5月から7月の3か月の報酬月額に基づき、当該年の10月から翌年9月までの標準報酬月額とされる「定時決定」、又は昇給によって3か月以上継続して支払われた給与額の平均が従前の標準報酬等級より2等級以上の差が出た場合に4か月目に改定される「随時改定」に基づき行われるが、いずれの場合も、昇給と同時に標準報酬月額が改定される仕組みではないことから、申立人の標準報酬月額が平成3年4月から改定されていないことに不自然さは認められない。

このほか、申立期間①、④、⑤及び⑥について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、④、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、当該期間にB社の被保険者記録がある複数の同僚の証言から、入社時期は特定できないが、当該期間当時、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、昭和45年8月11日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間に適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社は、「当時の代表取締役が既に死亡しているため、申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答している。

さらに、複数の同僚は、当時の給与明細書を所持しておらず、「入社当初は保険には入っておらず、保険料は控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、C社は、「申立人の入社日は、昭和50年2月1日。」と回答している上、雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は昭和50年2月1日であり、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間に国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 12 月 1 日から 33 年 3 月 21 日まで  
② 昭和 33 年 6 月 1 日から 38 年 8 月 25 日まで

私は、A社を辞める時、脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、支給を受けたことも無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 12 月 9 日に払い出されており、申立人はこの頃に初めて国民年金の加入手続を行い、38 年 8 月 26 日に遡って国民年金の資格を取得したものとみられ、脱退手当金が支給決定された 40 年 6 月 5 日当時は国民年金に未加入である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月6日から同年10月20日まで  
② 昭和34年11月9日から35年5月15日まで  
③ 昭和35年9月1日から40年9月5日まで

私は、家族の看護のためにA社を退職したが、退職時に会社から脱退手当金に関する説明を受けた覚えも、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票について、申立人の前後に記録されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和40年9月の前後2年6か月以内に資格喪失した者11人(申立人を含む。)の脱退手当金支給記録を確認したところ、6人に支給記録があり、その全員について資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もない頃となっていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和40年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案5202（事案1186の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から39年2月11日まで  
前回の申立てについて、平成21年4月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。  
しかし、私は、退職時に脱退手当金をもらった記憶が一切無いので、脱退手当金を受給していないとの主張を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所（当時）に申立人に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には隔地支払であることが確認できる上、申立人の当時の最寄り郵便局宛に送金処理されたことがうかがえるところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年4月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いが、退職時に脱退手当金をもらった記憶が一切無いので、脱退手当金を受給していないとの主張を認めてほしいと主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。